一部損壊住宅等修理支援制度補助金の申請
（一部損壊の住宅被害を受けた世帯に最大２０万円補助します。

準半壊以上の方は住宅応急修理制度がご利用いただけます。

R4.4.7　建築住宅課作成

地震で住んでいる住宅が壊れてしまったので修理がしたい。

住宅が建っている同じ敷地内の建物（納屋、物置など）が壊れてしまった。

住宅の一部損壊のり災証明書が必要！

住宅だけの修繕費が５万円以上。補助金がもらえます。

修理費5万円以上

被災住宅の修理費

住宅とは？

災害により被害を受けた者が居住する住宅で、り災証明により、一部損壊の判定がでたものです。

修理できる範囲は？

日常生活に必要な部分の修理になります。

例：屋根や外壁、柱床、基礎等、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等

具体的に教えてください。

具体的には、下記のようなものが当てはまります。
①壊れた屋根の補修
②壊れた柱梁等の構造部材の取替
③壊れた床の補修（畳の交換は含みません。）
④壊れた外壁の補修
⑤壊れた基礎の補修
⑥壊れたドア、戸、窓の補修（破損したガラス等）
⑦壊れた給排気設備の取替
⑧上下水道配管の水漏れ部分の補修
⑨電気、ガス、電話等の配管や配線の補修
⑩壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替

建築物等（納屋、物置など）の修理費

建築物等とはなんですか？

住宅と同一敷地内にある附属建物（蔵、納屋など）、物置、カーポート、フェンス、門、塀などを言います。

修理できる範囲は？

地震で被害を受けた建築物等の修繕及び解体撤去費用が対象になります。危険な箇所から直してください。

注意：門塀は補修費用のみ対象です。解体撤去費は該当しません。

注意してください！

①住宅の修繕を伴わない納屋、物置などだけの申請はできません。

②他制度との併用はできません。
　瓦屋根の全面改修を行う耐風改修補助工事との併用は可能ですが、その場合、本制度は屋根以外に利用することになります。
③門塀の解体撤去は対象になりません。
※修繕は可能ですが、他制度により解体を予定しているものは除いてください。

修理費の合計

補助金額（上限20万円）

修理費の合計÷２

（千円未満切り捨て）

補助金はいくらもらえるの？

○住宅修理費＋建築物等修理費の合計の半分で、最大２０万円までもらえます。
（※千円未満の端数は切り捨てです。）

◆例　６万円の場合、補助額は3万円

◆例　２５万円の場合、補助額は12万5千円

◆例　５０万円の場合、補助額は20万円

申請は、工事終了後に工事代金を払ってからになります。
申請は急がなくても大丈夫です。

◎申込み必要書類（申請には別途申請書等が必要になります。）
①り災証明書の写し（一部損壊のもの。）
②修繕工事を実施したことを確認できる書類（契約書または見積書及び領収書等）
③施工前・施工中・施工後の写真（添付が難しい場合は、ご相談ください。）
④預金通帳等の写し（口座名義、番号等が分かるもの）

工事をする前の写真は、被害が分かるよう撮っておいてください。

被害家屋等の修理相談窓口
全建総連原町　TEL0244-23-4753、　0244-23-3500
相談時間　土日祝日を除く　平日午前９時から午後５時まで

お問い合わせ先

南相馬市役所　建築住宅課　建築営繕係　TEL0244-24-5255